

# 仕 様 書

1. 業 務 名 飯塚市有害鳥獣生息域調査業務 委託
2. 履行場所 飯塚市 勢田外3箇所 地内
3. 調査面積 200ヘクタール以上
4. 履行期間 契約締結の日の翌日から令和5年3月31日まで

## 5. 業務の目的

本業務は、飯塚市颯田地区（勢田、口原、佐與、鹿毛馬）において、有害鳥獣（主にシカ及びイノシシ）の生息域調査を実施し、有害鳥獣の生息数や生息域の全体把握を行い、森林や農地周辺の脆弱性を把握し今後の被害対策を講じるための資料を作成とすることを目的とする。

## 6. 委託業務の内容

有害鳥獣の出没傾向を把握し、区域を絞り込んだうえ、現地調査を実施する。

- （1）調査員が現地に赴き、実際の地形や有害鳥獣の痕跡などを勘案し、調査区域を決定すること。
- （2）調査区域を決定したのち、特に被害拡大が見込まれる地域を判別し分析すること。
- （3）必要に応じて定点カメラや動物センサー等を使用して情報を記録すること。
- （4）上記（1）（2）（3）を実施した上で、ドローンによる有害鳥獣の空撮、画像解析を行うこと。
- （5）ドローン空撮を行う場合は、飛行計画を実行できる体制を整えること。
- （6）調査区域は飯塚市と協議のうえ、決定すること。

## 7. 実績報告及び成果品

実績報告書は次のものとする。

### （1）鳥獣被害ハザードマップ

有害鳥獣の生息域や分布および被害発生想定箇所がわかる概要図。

### （2）被害対策提案書

被害拡大が見込まれる森林や農地・集落の場所の特定および、その場所の脆弱性を解析し、有害鳥獣の侵入経路を予測したうえ、調査区域ごとに被害防止対策を示すこと。

※（1）（2）については紙媒体とあわせ、電子媒体に格納した電子データを納入すること。

## 8. 支払方法

業務完了後、受注者の正当な請求に基づき請求書受領後30日以内に支払うものとする。

## 9. 留意事項

新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し今後状況によっては、発注者が必要と認める場合、業務内容や委託期間、委託金額の変更、契約の解除等が発生する可能性がある。変更を求められた場合、契約書に基づき、発注者と協議の上、適切な対応を行うこと。

## 10. その他

(1)本業務の履行にあたっては、飯塚市と事業内容を協議し、緊密な連携のもとに業務を実施すること。

(2)受注者は、本業務において知りえた事項を第三者に漏らしてはならない。